

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成16年度 下半期分

平成17年1月26日

構造改革特別区域推進本部

評価委員会

はじめに

平成15年4月に構造改革特別区域法が施行され、本年度末で2年が経過しようとしている。この構造改革特区制度の趣旨は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域において地域が主体性を持って構造改革を進めることにあつた。これまで6回にわたり特区計画の認定が行われ、既に475件の特区が歩みだした。認定された特区は、未だ光を放つには至っていない原石も含まれているが、すべて地域の自助自立の精神に基づく創意工夫が詰まった宝石箱といつても過言ではない。

また、構造改革特区は、地域が主体となり、全国的な規制改革を進める上での突破口となる制度である。特例措置を伴う事業の中には、その実施過程においては何らの弊害も認められず、速やかに全国展開を進めるべきものが多い一方、特例措置の実施段階で経済的・社会的な問題が発生しかねないことなどから、より慎重に対応すべきものもある。また、事業の効果や弊害を判断するに当たつて、十分な判断材料が得られていないものも見受けられた。これらの特例措置を用いた事業を、より円滑かつ確実に実施できるようにするにはどうすればよいのか、さらには、この地域に根ざした規制改革の取組みを、いかに効果的に全国へと展開して行くのか、そうした観点からの検討・評価が、今後益々重要になってくるものと考えられる。

当評価委員会においては、各特区での実績を踏まえ、それぞれの地域における取組みを様々な観点から調査・評価し、これを速やかな全国規模の規制改革につなげるべく検討を重ねてきた。その上で、個々の事例に即した適切な意見を申し述べることにより、構造改革のテーマである「官から民へ」、「国から地方へ」の流れを推進すべく、より積極的な役割を担っていかねなければならないと自負している。

平成16年度上半期においては、構造改革特区制度の創設後、初めての評価を行い、対象となつた38の規制の特例措置のうち、26の規制の特例措置について、弊害が認められず全国展開すべき旨の意見を提出した。その結果、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針（平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部決定）においても、これらすべてについて「地域を限定することなく全国において実施」との決定がなされている。現在、これら特例措置の全国展開に向け、法令等の改正その他必要な措置が鋭意進められており、特区という地域限定の規制改革の取組みは着実に全国レベルへと広がりを見せようとしている。

この流れを継続すべく、平成16年度下半期においても、当評価委員会は、精力的に会合を重ね、規制所管省庁との意見交換（ヒアリング）評価意見の集約等の作業を行った。特に、実地視察を含め、特区の現場において、事業者、消費者らの意見を幅広く聴取したこと、評価委員会の会議は原則として公開としたこと、専門部会において専門的な見地から検討を行ったこと、以上3点については、上半期と同様の原則を貫いている。

1. 評価委員会の結論

評価委員会は、構造改革特別区域基本方針及び当評価委員会決定に基づき、今回平成16年度下半期に、規制の特例措置の全国展開に関する評価を行い、別紙のとおり結論を得た。概略を整理すると次のとおりである。

（1）全国展開（一部全国展開を含む。）（20特例措置）

17年度中に法改正等含め必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用（全国展開）。

（2）平成17年度上半期に結論を出すもの（1特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、今後、規制所管省庁との意見交換を踏まえ、平成17年度上半期には結論を出すもの。

（3）平成17年度下半期に結論を出すもの（12特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、今後、規制所管省庁との意見交換を踏まえ、平成17年度下半期には結論を出すもの。

なお、調査計画では、平成15年10月及び平成16年1月の認定申請に基づき構造改革特別区域計画の認定が最初のあったもの及び本年度上半期から引き続き下半期の評価対象とされたものの計35特例措置を全国展開に関する評価の対象とする予定であったが、409（地方公務員に係る臨時的任用事業）及び1303（有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業）については、別紙の理由により、今回の全国展開に関する評価にはなじまないものとして、評価の対象から除いた。

これによって、平成16年度1年間で通算67の特例措置に関する評価を行い、そのほぼ3分の2に相当する46の特例措置について、「全国展開」という結論を得た。我々評価委員会の活動によって、地域レベルでの規制改革の成果を、速やかに全国規模の規制改革に波及させることができたとすれば、特区制度の目的を達成する上で、いささかなりとも貢献できたと安堵するところである。

2. 評価の検討過程

今回の評価のプロセスも上半期同様、規制所管官庁、総務省行政評価局、評価委員会の三者による多面的な調査に基づき、その効果や弊害の有無についての評価が行なわれた。評価の視点・方向性としては、特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無が十分に検証され、その上で全国展開により発生し得る弊害について、合理的な知見が得られるかを基本的な視点とした。

なお、今回は初めて、特区において、規制の特例措置を適用した事業が円滑に実施されていない場合について、それが関連する規制が妨げとなっているためではないか等の観点から、関連する規制の所管省庁からのヒアリングを行ったところである。

— 昨年9月以降、1年を超える今回の一連の作業を振り返って、得られた成果は大きかったが、我々の作業に協力いただいた475の特区に関わる方々をはじめとして、やむを得ず多方面に負担をかけた点については、評価委員会一同、内心忸怩たるものがある。それらの方々のご協力に対し、今後も報いることができるよう、一層の努力を続けてまいりたいと考える。

特区評価委員会の意見について(平成16年度下半期)

事業番号	規制の特例措置	省庁名	措置区分	評価意見
102	まちづくり交通安全対策事業	警察庁	通達	平成17年度下半期
103	ロボット公道実験円滑化事業	警察庁	通達	全国展開
410	国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業	総務省	訓令	全国展開
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	法務省	告示	平成17年度下半期
507	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	法務省	法律	全国展開
508	夜間大学院留学生受入れ事業	法務省	省令、通達	全国展開
601	短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	外務省	通達	全国展開
602	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	外務省	通達	全国展開
706	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業	財務省	通達	全国展開
707	特定農業者による濁酒の製造事業	財務省	法律	平成17年度下半期
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	文部科学省	告示	平成17年度下半期
807	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業	文部科学省	省令	全国展開
808	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業	文部科学省	通達	全国展開
809	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業	文部科学省	通達	全国展開
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	平成17年度下半期
819	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業	文部科学省	通知	平成17年度下半期
820(801-2)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	文部科学省	通知	平成17年度下半期
821(801-1)	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	文部科学省	通知	平成17年度下半期
907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	厚生労働省	法律	平成17年度下半期
908	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業	厚生労働省	通知	平成17年度上半期
914	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業	厚生労働省	通知	全国展開
916	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業	厚生労働省	法律	全国展開

事業番号	規制の特例措置	省庁名	措置区分	評価意見
1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	農林水産省	法律	全国展開
1005	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業	農林水産省	省令	全国展開
1006	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業	農林水産省	省令	全国展開
1123	研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	経済産業省	省令	平成17年度下半期
1125 (1114)	高圧ガス施設における保安検査期間変更事業	経済産業省	省令	全国展開(一部)
1128	石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	経済産業省	省令	全国展開
1202	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	国土交通省	通達	全国展開
1203	特定埠頭運営効率化推進事業	国土交通省	法律	平成17年度下半期
1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	国土交通省	法律	平成17年度下半期
1211	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手続の容易化事業	国土交通省	通達	全国展開
1212	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業	国土交通省	通知	全国展開

(注1) 評価意見の欄

全国展開: 地域を限定することなく全国において実施するもの。なお一部とあるものは特例措置のうち一部を全国展開。

平成17年度上半期: 今回は判断のための意見を提出せず、平成17年度上半期に意見を提出するもの。

平成17年度下半期: 今回は判断のための意見を提出せず、平成17年度下半期に意見を提出するもの。

以下の特例措置については、全国展開に関する評価の対象として扱わないことが妥当であるため、評価対象外である。

(別紙参照)

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

評価意見

	別表1の番号	102
	特定事業の名称	まちづくり交通安全対策事業
	措置区分	通達
	特区における規制の特例措置の内容	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。
	評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
	今後の対応方針	規制所管省庁は、認定特区におけるまちづくり計画の策定状況を踏まえ、地域参加型協議会に所轄警察署が参加する仕組みにより生じる弊害の有無について調査を行うこと。その上で、平成17年度下半期に評価し、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行なうこと。
	全国展開の実施内容	-
	全国展開の実施時期	-

全国

評価意見

	別表1の番号	103
	特定事業の名称	ロボット公道実験円滑化事業
	措置区分	通達
	特区における規制の特例措置の内容	歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施 内容	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施 時期	平成17年度中に措置

評価意見

	別表1の番号	410
	特定事業の名称	国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業
	措置区分	訓令
	特区における規制の特例措置の内容	ロケット打上げ射場における国内衛星の打上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備（無線局）についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	506
特定事業の名称	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	告示
特区における規制の特例措置の内容	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	特区地域内において不適正事例がみられるものの、当該事例が特例措置に起因するものかは現時点では判断できない。不適正事例を防止するための弊害予防措置の実施方法の改善等(法務省が地方公共団体に対して規制の特例措置の適正な適用に関し必要な措置を講じるよう求めること等)を進め、特例措置に起因する問題の有無を引き続き調査し、平成17年度下半期に評価を行う。また、併せて、研修制度そのものに係る改善策について早急に検討し、できるだけ早期に実施する。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	507
特定事業の名称	外国人情報処理技術者受入れ促進事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	外国人情報処理技術者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
今後の対応方針	地方公共団体の関与のあり方(特に事業所の特定の方法, 事業所の責任の明確化その他の弊害予防措置)、入管法上の他の在留資格の在留期間の上限が3年である中で外国人研究者受入れ促進事業に係る外国人の在留期間の上限を特区に限定することなく5年とした場合の整合性等について規制所管省庁において検討し、平成17年度中のできるだけ早期に検証を終え、平成17年度中に措置すること。
全国展開の実施内容	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

全国

評価意見

別表1の番号	508
特定事業の名称	夜間大学院留学生受入れ事業
措置区分	省令、通達
特区における規制の特例措置の内容	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、「留学」の在留資格を付与するとともに、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。 なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

全国

評価意見

	別表1の番号	601
	特定事業の名称	短期滞在査証の発給手続の簡素化事業
	措置区分	通達
	特区における規制の特例措置の内容	島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修学旅行生等について、短期滞在査証の発給において必要とされる在職証明書等の職業関係書類又は住民登録証明書の提出を不要とする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	602
特定事業の名称	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経伺が必要であるものを、公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経伺を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	706
特定事業の名称	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、その距離を概ね100キロメートル以内に延長する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	707
特定事業の名称	特定農業者による濁酒の製造事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を適用しないこととする。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、濁酒製造開始後1年を経過していない状況では、十分な納税申告実績等を得ることができず、弊害の発生の有無を判断することが困難である</p> <p>特区制度誤認による濁酒の無免許製造の事案も見られたが、この点について、広報等によって予防することが可能であるか見極める必要がある</p> <p>濁酒製造に関する税務執行コストの増加が認められており、今後、どの程度コストが増加するか見極める必要がある</p> <p>とのことである。このため、規制所管省庁は、引き続き、認定特区における濁酒製造事業者の納税申告実績、法令違反の発生状況、税務執行コスト等について調査を行うこと。調査結果を踏まえ、平成17年度下半期に評価することとし、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行なうこと。</p> <p>特区制度における全国展開とは、特区計画の認定制度によらず、当該特例が本来規定されている法令等の改正を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるようにするものであり、濁酒製造について、全国一律に、無条件で最低製造数量基準を適用しないことを意味するものではない。</p> <p>したがって、濁酒製造免許の全国展開に当たっては、グリーンツーリズムの推進という本特区制度の趣旨も踏まえ、その政策目的を達成するための仕組みを政策所管省庁において検討する必要がある。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	802
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校設置事業
措置区分	告示
特区における規制の特例措置の内容	学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>平成16年度上半期の本部決定では「平成16年度下半期も引き続き評価を行なうこととし、評価に先立ち、評価委員会としても規制所管省庁における全国展開に向けた検討の途中経過を点検・確認し、規制所管省庁に対して意見を適確に表明することとする。」とされたため、これを踏まえ規制所管省庁に途中経過を点検・確認した。規制所管省庁によれば、学校へのアンケート調査等において、子供たちの興味関心が高まった等の成果がある一方で、学校によっては小中学校の連携がとれていないなどの問題点が見受けられたとのことである。</p> <p>このため引き続き、規制所管省庁において全国展開による問題点のさらなる把握とともに、必要な予防措置を検討すべきである。予防措置の検討に必要な情報が規制所管省庁の調査において収集されるよう、調査手法の充実を図る必要があることから、評価委員会と調整の上、調査を行うこと。調査結果を踏まえ、また、中央教育審議会における学習指導要領の見直しの審議も踏まえつつ、平成17年度上半期に引き続き、全国展開の弊害の有無、予防措置の必要性について検討し、その状況について評価委員会に報告すること。その上で、平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p> <p>特区制度における全国展開とは、特区計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法令等の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することであり、全国一律に教育課程を編成・実施することを意味するものではない。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

全国

評価意見

	別表1の番号	807
	特定事業の名称	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
	措置区分	省令
	特区における規制の特例措置の内容	幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	808
特定事業の名称	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	特別免許状の授与を前提に市町村費負担教職員の任用を行う場合に、市町村と都道府県の教育委員会が、特別免許状授与手続きの詳細をあらかじめ協議し定めておく。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置 (事務局注:上半期に全国展開を決定した「810 市町村費負担教職員任用事業」の施行に合わせて全国展開を図るため。)

評価意見

別表1の番号	809
特定事業の名称	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	教育免許状を有しない者を市町村費負担教職員に任用する場合に、市町村と都道府県の教育委員会が、免許状授与の要件や手続きについてあらかじめ協議・連携し、市町村の採用選考や都道府県の職員検定に必要な書類等を一本化する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置 (事務局注:上半期に全国展開を決定した「810 市町村費負担教職員任用事業」の施行に合わせて全国展開を図るため。)

評価意見

別表1の番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、「本事業に関する適切な評価を実施するに当たっては、教育・研究の現場の特性を十分踏まえる一方で、生徒・学生(在学生のみならず、これから受験するものや卒業生などを含む)及びその保護者などの「学習者及びその関係者」を保護する観点から、少なくとも卒業生を出すまでの状況に関して、実態把握が十分行われること、現在開設されている学校(略)のみならず、相応の事例の集積を踏まえた総合評価が行われることが最低限必要である」としつつ、実施事例が4件のみであること、収益に結び付きにくい分野において低調な面が見られるなど今後更に注視を要すべき点があること、教育研究活動の実績が極めて少なく、当然卒業生が出ていないことから弊害の発生の有無を実証するに足る十分な実施実績が得られていないとのことである。</p> <p>本事業の特例の全国展開に当たっては、規制所管省庁によれば、今後、株式会社が設置する学校の公共性、継続性、安定性などに係る評価の手法を検討したいとのことであるが、消費者や社会のニーズに応える多様な学校を設置する観点からは、学校法人における継続性・安定性等と比較しつつ速やかな検討が必要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する明確な評価基準も含め評価の手法について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成17年度上半期中にその検討状況について評価委員会に報告すること。その検討結果を踏まえて、平成17年度下半期に評価を行う。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	819
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	構造改革特区研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合には、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない
今後の対応方針	本事業は、構造改革特別区域研究開発学校設置事業と併せて行われるものであるところ、802の特例については、規制所管省庁において全国展開による問題点のさらなる把握とともに、必要な予防措置を検討しつつ、17年度上半期に評価を行うこととなっている。 このため、802の特例の評価と併せて、本事業についても、中央教育審議会における学習指導要領の見直しの審議を踏まえつつ、平成17年度上半期に引き続き、全国展開の弊害の有無、予防措置の必要性について検討し、その状況について評価委員会に報告すること。その上で、平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	820
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開による発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁によれば、児童・生徒が安心して通うことができるよう、学校の継続性、安定性を確保するためには校地・校舎の自己所有が原則であるとのことであり、また、この特例の適用事例は学校設置会社(株式会社)のみであって、学校設置会社の継続性・安定性をみるためには816特区と一体的に評価するべきであるとするが、自己所有であっても負債の担保となりうるなど実質的に継続性、安定性を確保するために機能しているかどうかの検証が必要である。このため、特例の実施状況の調査と併せ現在の学校法人における校地・校舎も含め資産の状況について調査を行い、平成17年度上半期中に評価委員会に対しその結果を報告すること。それを踏まえ、校地・校舎の自己所有に代替する学校の継続性・安定性を確保するための措置について検討の上、平成17年度下半期に評価を行い特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	821
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、大学等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開による発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁によれば、学生が安心して通うことができるよう、学校の継続性、安定性を確保するためには校地・校舎の自己所有が原則であるとのことであり、また、この特例の適用事例は学校設置会社(株式会社)のみであって、学校設置会社の継続性・安定性をみるためには816特区と一体的に評価するべきであるとするが、自己所有であっても負債の担保となりうるなど実質的に継続性、安定性を確保するために機能しているかどうかの検証が必要である。このため、特例の実施状況の調査と併せ現在の学校法人における校地・校舎も含め資産の状況について調査を行い、平成17年度上半期中に評価委員会に対しその結果を報告すること。それを踏まえ、校地・校舎の自己所有に代替する学校の継続性・安定性を確保するための措置について検討の上、平成17年度下半期に評価を行い特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	907-2
特定事業の名称	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	特別養護老人ホームの経営主体として、公設民営方式による場合に、株式会社を認める。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害について現時点では判断できない。
今後の対応方針	現在、公設民営方式として2件が認定され特別養護老人ホームの建設等が進んでいるが、いずれも事業開始は平成17年4月の予定となっている。規制所管省庁においては株式会社等が特別養護老人ホームを経営する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するため、事業開始後の実施状況について調査を行うこと。その上で、平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	908(912)
特定事業の名称	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担う者の外部からの派遣を認める。
評価	その他(平成17年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、児童福祉施設における調理業務が、きめ細かな食事の対応や調理・食事を通じた児童とのふれあい等により、児童の心身の健全な成長を図り、将来子ども達が築く家庭生活のモデルを示すといった重要な役割を担っていることや、食事が365日3食行われることにかんがみれば、「暖かい家庭的な雰囲気の下での食事の提供」が、一時的ではなく恒常的安定的に確保されている必要がある</p> <p>また、平成16年11月の児童福祉法の改正により、平成16年12月から、乳児院及び児童養護施設の入所対象年齢が緩和されたところであり、乳児と幼児の咀嚼機能の違いへの対応など乳幼児の混合処遇の場合の食事の提供について個別的な配慮がきちんとされているかについて留意する必要がある</p> <p>さらに、乳児が風邪にかかった場合等に個別の配慮が冬や夏を通じて適切になされているかどうかを見極める必要があるとのことである。</p> <p>これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、事業の実施状況について再度調査を行うこと。平成17年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

全国

評価意見

別表1の番号	914
特定事業の名称	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

全国

評価意見

別表1の番号	916
特定事業の名称	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することを可能とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施 内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施 時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	1001
特定事業の名称 措置区分	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付 法律
特区における規制の特例措置の内容	農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断 の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 現行の特区制度は、対象地域を耕作放棄地等の効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在する区域とするとともに、農地の権利取得の方法を地方公共団体等からのリース方式に限定する等の措置を講じている。その結果、懸念されていた弊害は生じていない。
今後の対応方針	-
全国展開の実施 内容	弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施 時期	平成16年度中に措置

全国

評価意見

別表1の番号	1005
特定事業の名称	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業等を追加する。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	1006
特定事業の名称	農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 現行の特区制度は、農地等の効率的・総合的な利用の確保の観点から、特例に係る区域設定の考え方を明確にしている。その結果、懸念されていた弊害は生じていない。
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

	別表1の番号	1123
	特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
	措置区分	省令
	特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たす海洋温度差発電設備の発電実験について、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。
	評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、技術基準への適合を確認するための専門家により構成される委員会が設置されておらず、発電設備の運転も開始されていないため、当該委員会の弊害の発生の予防措置としての機能及び発電設備の安全性について確認できないとのことである。平成17年度上半期中には委員会の設置を経て、設備の運転開始が見込まれることから、発電設備の運転が予定通り開始されるとともに運転実績から評価を行うに足るデータが取得できれば、平成17年度下半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
	全国展開の実施内容	-
	全国展開の実施時期	-

全国

評価意見

別表1の番号	1125
特定事業の名称	特定施設における保安検査期間変更事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体の提案に基づき、特定施設の保安検査期間を変更できるようにする。
評価	地域を限定することなく全国において実施(一部)
の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>特定施設のうち既に認定された特区において実績のある空気分離装置についての保安検査期間の延長については弊害無し。</p>
今後の対応方針	空気分離設備以外の特定施設については、特区における規制の特例措置として継続することとし、新たに認定特区があれば全国展開に関する評価を行うこと。
全国展開の実施内容	空気分離設備について製造細目告示第14条に追加することにより全国展開する。
全国展開の実施時期	平成16年度中に措置

全国

評価意見

別表1の番号	1128
特定事業の名称	特定製造事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	特定製造事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成16年度中に措置

評価意見

別表1の番号	1202
特定事業の名称	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	公有水面埋立地における用途変更について、従来用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用についても可能とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	規制所管省庁において、認定特区における特定事業の進捗状況を確認の上、全国展開を行うこと。全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	1203
特定事業の名称	特定埠頭運営効率化推進事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認めた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁としては、本特定事業においては海外も含めた民間事業者の積極的な事業参加が予想され、民間事業者の事業参加による港湾コストの縮減のため、本特定事業の全国展開を推進する方向である一方、海外事業者の円滑な参入には埠頭運営者と港湾運送事業者の協調体制の整備が必要であり、協調体制の整備がなされない場合には労使紛争等港湾運営に支障が生じる可能性もあるなど、慎重な対応が必要であるとしている。</p> <p>平成16年度下半期調査対象となった2事業は、これまでも埠頭運営を行ってきた港湾管理者を中心に地元港運事業者が出資し設立された第3セクターが事業者となったため、これ以外の事業者の参入は事実上ありえず、想定される弊害は生じえない状況であった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、平成17年1月に認定申請の出ている海外事業者による公共コンテナ埠頭の運営を内容とする特区計画において、再度調査を行うこと、その上で平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	1208
特定事業の名称	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。
評価	その他(平成17年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁によれば、本特例事業の対象となった埋立地については、いまだ本格的に土地利用が開始されておらず、土地を自ら利用することなく投機の対象として転売することや当初の用途に無目的に利用するといった弊害の有無が確認できないことから、平成17年度において供用開始予定の埋立地における弊害の有無について確認したいとしている。 委員会としては、特定埋立地の有効利用の観点から、造成された後未利用となっている土地について、可及的速やかに有効利用することは経済合理性からやむを得ないとする。このため、規制所管省庁において平成17年度下半期に供用開始された埋立地の利用状況について再調査を行った上で、平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題が無ければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	1211
特定事業の名称	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。
評価	地域を限定することなく全国において実施。
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	1212
特定事業の名称	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	公営住宅の目的外使用については、災害時の一時使用等を除き地方整備局が個別に承認を行っているが、留学生向け宿舎が不足し当該宿舎の確保を図る必要がある場合には、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がないことが認められれば、事後報告をもって承認があったものとして取り扱う。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	全国展開に際し、事業主体が特区計画に代わる計画を地方整備局に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

平成 16 年度下半期の評価対象として扱わないことが妥当な規制の特例措置

全国展開に関する評価になじまないもの

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

1303 について実施例が少ないことも踏まえ、本特例の目的である鳥獣の適切な保護管理を図りつつ農作物等に対する鳥獣被害を防止するため、わなを安全かつ適切に使用できる者を確保する観点から、規制所管省庁は狩猟免許制度の改善について、速やかに検討し、第 6 次提案に対応した特区における特例措置とすることとする。

新たな特例措置により、本特例措置が前提とする狩猟免許制度について変更が行われることから、本特例措置についての評価については新たな特例を評価する際に併せて行うべきであり、現時点では、全国展開に関する評価になじまない。

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

規制所管省庁によれば、本特例は任用に係る制度であり弊害の有無を定量的に判断することは難しいとのことであるが、平成 15 年 2 月の総務大臣・特区担当大臣の折衝を受け、第 159 回国会において改正された「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(以下「任期付任用法」という。)に本特例の内容は実質的に包含されており、地方公共団体のニーズに応えられる制度が既に整っている、そもそも能力実証を任用の大原則とする公務員制度の例外である臨時的任用が認められる期間を無理をして拡張した本特例の立法経緯に鑑みると、本特例を全国展開することはできない、改正任期付任用法の施行後に本特例に係るニーズがあるとしても、それは各地方公共団体への改正任期付任用法の周知・普及が不十分であることが理由として考えられるため、とのことである。一方で、評価委員会による認定特区の調査結果からは、本特例に対する地方公共団体のニーズがうかがえるところである。

このため、改正任期付任用法により本特例措置が当初目的としたところが達成されたと認められるが、改正任期付任用法の施行状況を当面見守り、規制所管省庁は、評価委員会に対し、平成 17 年度下半期の評価の時期に、その状況を報告すること。

本特例措置については、同時期に廃止を含め検討すること。